

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 公 告                  | ページ |
| ○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課) | 1   |
| ○土地改良区の清算人の就職 ( " )  | 1   |
| 高知県公安委員会告示           |     |
| ○警備員等に係る検定の実施        | 1   |

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、うしろ台土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成20年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名 | 氏 名   | 住 所             |
|----|-------|-----------------|
| 理事 | 黒瀬 正  | 香南市野市町中ノ村 711-1 |
| "  | 田中 盛勝 | " " 中山田 368     |
| "  | 近森 正子 | " " 大谷 1071     |
| "  | 恒石 謙  | " " 兔田 152-1    |
| "  | 野崎 勝久 | " " 土居 980      |
| "  | 立仙 雅勇 | " " 中ノ村 310-5   |
| "  | 長尾 勝正 | " " " 834       |
| "  | 片岡 健次 | " 赤岡町 2051      |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、うしろ台土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成20年10月14日

高知県知事 尾崎 正直

| 氏 名   | 住 所             |
|-------|-----------------|
| 黒瀬 正  | 香南市野市町中ノ村 711-1 |
| 田中 盛勝 | " " 中山田 368     |
| 近森 正子 | " " 大谷 1071     |
| 恒石 謙  | " " 兔田 152-1    |
| 野崎 勝久 | " " 土居 980      |
| 立仙 雅勇 | " " 中ノ村 310-5   |
| 長尾 勝正 | " " " 834       |

片岡 健次 " 赤岡町 2051

## 公安委員会告示

### 高知県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成20年10月14日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 検定を実施する警備業務の種別及び級  
交通誘導警備業務 2級
- 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
(1) 検定の実施日及び開始時間  
平成21年1月29日（木）午前9時  
(2) 検定の実施場所  
高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 検定の実施予定人員  
30人
- 受検資格者  
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）
- 検定の方法  
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。  
(1) 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。  
ウ 車両等の誘導に関すること。  
エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。  
(2) 実技試験  
ア 車両等の誘導に関すること。  
イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 検定申請手続  
検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。  
(1) 検定申請の受付期間

平成21年1月5日（月）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。

### (2) 検定申請書等の提出方法

検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

### (3) 提出書類等

- ア 検定申請書 1通
- イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）

ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

### (4) 受検対象者の確定方法

受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

### (5) 受検票の交付

受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。

### 7 検定手数料

検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。

なお、納付された検定手数料は、返還しない。

### 8 検定の実施に関し必要な事項

- 受検時の服装  
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
- 持参品  
ア 受検票  
イ 筆記用具  
ウ 警笛（実技試験に使用するので、本人が使用しているものがあれば持参すること。）  
エ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  
オ 雨着（雨天時に使用する。）

|                                                                                                                                      |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>カ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先<br/>高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備係担当係</p> |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|